

株式会社テレビ宮崎と学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学との
包括連携に関する協定書

株式会社テレビ宮崎(以下「甲」という。)と 学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、それぞれの知的・人的資源を活用し、SDGsの達成を目指しながら学術・文化の振興及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- (1) 人材育成及びキャリア教育に関すること
- (2) インターンシップの受け入れに関する事
- (3) 文化と教育の振興に関すること
- (4) 生涯学習に関すること
- (5) イベント開催協力に関する事
- (6) その他、地域の発展に資すること

(連絡調整及び協議)

第3条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理などを行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。但し、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙からの解約の申し出がない場合は、3年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事業の実施に当たって知り得た秘密を、甲又は乙の承認を得ず他に漏らすことがあってはならない。

(その他)

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月19日

甲 〒880-8535 宮崎市祇園2丁目78番地
株式会社テレビ宮崎
代表取締役社長

寺村 明之

乙 〒889-1605 宮崎市清武町加納丙1415番地
学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学

学 長

村上 早